

第 1 号決議

日本高齢期運動連絡会第 28 期活動の振り返り

I. はじめに

- 28 期総会で決定した、1. 引き続き、憲法を守る活動をすべての世代と連携してすすめてゆきます。
2. 高齢者の生活を直撃する社会保障制度の改悪、特に後期高齢者医療制度窓口負担 2 割への制度改悪を中止させる取り組みを強め、安倍内閣が推進する全世代型社会保障に対峙する闘いをすすめます。
3. 高齢者に夢と希望を与える活動をめざします。そのために、日本高齢憲章の見直し作業をすすめます。以上 3 点の活動方針に基づきこの一年間活動をすすめてきました。

憲法改正が焦点になった 19 年の参議院選挙では、自民党は参議院での単独過半の議席を確保できず、改憲勢力は改憲発議に必要な議席の 3 分の 2 割れとなりました。しかし、安倍首相は「2020 年までの改憲」に引き続き執念を燃やしています。

社会保障制度の改革では 2019 年 12 月 19 日、全世代型社会保障検討会議が中間報告を発表しました。その中の負担増の一つとして、75 歳以上の後期高齢者の窓口負担を一定所得以上の場合は 2 割にすることが提案されました

わたしたちは、この一年「75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化反対」の学習、署名活動に取り組んできました。さまざまな団体との共闘が進み、地域の老人クラブや関係団体で署名が進みました。各地の議会請願活動も積極的に取り組みました。署名数は目標の 50 万を超えました。その結果、昨年に引き続き国会への法案提出を阻止することができました。

また、高齢者憲章見直し作業を行うための検討委員会を立ち上げ、国際人権規約、国連高齢者行動計画、高齢者の人権保障に関する米州条約等の保護される個別の権利等と対比しながら、作業をすすめ「日本高齢者人権宣言」第一次草案を今総会に提案します。今後「日本高齢者人権宣言」(第一次草案)をさまざまな方の意見を結集してつくりあげます。

II、28 期方針に基づく活動の振り返り(○部分は前年度活動方針の項目)

(1)安倍政権がすすめる改憲に対峙する闘いを進めます

①今年夏に実施する参議院選挙で野党と市民の共闘をすすめ、その勝利のために闘います

2019 年夏の参議院選挙では 32 ある全ての一人区で市民と野党の共闘が前進し、統一候補を擁立して闘いました。結果 10 の一人区や複数区で勝利しました。この取組を通して、市民連合と野党の間で結ばれた 13 項目の政策合意は大きな運動に発展しています。全国各地の組織は高齢者要求実現めざし、市民と野党の共闘の闘いに参加し、勝利に大きく貢献しました。

選挙後開催された日本高齢者大会や 2.1 集会には、当選された議員の皆さんからメッセージが寄せられる等新しい関係が築かれています。今後共闘を更にステップアップさせ、次期衆議院選挙で、13 項目の政策実現の運動をさらに進めてゆくことが求められています。

②安倍改憲 No! 3000 万署名を全国各地の組織で取組み、改憲案の国会への上程をさせない取り組みを行います。

各地で開催された 5.3 憲法集会や改憲反対集会、日本高齢者大会 in 福島でも憲法を題材にした学習会や分科会を開催し多くの方が参加しました。

③戦争体験世代として、「戦争は絶対ダメ」戦争体験等を若者世代に語る活動を行います

各県高齢者大会や、「戦争体験を語り継ぐ会」などで高齢者の方が自分の戦争体験を若い世代に語る活動をすすめてきました。

④闘いの基本として他団体との共闘をさらにすすめてゆきます。

9 条改憲の闘いだけでなく、25 条共闘にも参加し、社会保障、社会福祉の充実のための中央集会や、院内集会に実行委員会団体として参加し、高齢者の立場から発言しました。団体間協力では日本障害者センターと定期的に懇談会を開催。12 月に介護保険制度の是非を問う運動が必要！介護保険制度の 20 年を問う！「人権を守る介護保障を考える学習会」を開催に高齢者、障害者、サービス提供事業者など 50 名が参加しました。2020 年 4 月に国会議員要請行動の予定でしたが、コロナウィルス感染拡大のために中止となりました。今後他団体との共通要求に基づく共闘はさらに前進させてゆきます。

(2)後期高齢者医療制度窓口2割化をさせない取組をすすめ、全世代型社会保障制度に対峙する運動をすすめます

①日本高齢者大会 in 福島までに 50 万筆の反対署名を集めます。福島大会でその活動の学習講座を開催します。

昨年に引き続き、後期高齢者医療制度の窓口原則 2 割化反対推進のため全日本年金者組合、中央社会保障推進協議会とともに、3 団体共闘会議(全国保険医団体連合会はオブザーバー参加)を結成し定期的に会議を開催し、全国で署名に取り組みました。昨年総会時では 25 万筆を超える署名が集められていましたが、その後全国で学習会や署名活動が旺盛に取り組みられ、9 月の日本高齢者大会 in 福島大会時点で目標の 50 万筆を超えました。大会後新規署名に切り替え今年 9 月末(今総会で 12 月末でに変更)までに 80 万筆目標に取り組んでいます。

②高齢者の要求をまとめ、中央省庁との交渉を年 2 回行います。7 月と 1 月に予定します

8 月に 2020 年度厚生労働省予算に関する学習会、厚生労働省要請行動を行いました。50 名が参加しました。学習会は立教大学芝田先生が「人生 100 年時代の社会保障改革骨太方針 2019 から見えるもの」をテーマに講演。午後から「2020 年度予算の概算要求に係る要望書」に基づき厚生労働省担当課への要請交渉を行いました。年度末の要請行動は取り組めませんでした。今後要請の時期の見直しやテーマを絞った要請が必要です。

③昨年に引き続き、年末の高齢者要求実現のための交渉や座り込みを行います。

東京都老後保障推進協会と協同で取り組み、12 月 11～13 日に、厚生労働省（人事院）前で、「75 歳以上の医療費 2 割化反対、保険料の引き下げを！高齢者のいのちを守る 2020 年度予算の実現を」を要求する年末座り込み行動を行いました。この行動には 3 日間でのべ 150 人が参加しました。全世代型社会保障推進会議が患者負担増を打ち出し、後期高齢者窓口負担 2 割化問題がクローズアップされている重要な情勢の中での座り込み行動となりました。

④学習会を各地で開催します。学習テキストとして 2・1 集会での石倉先生講演をテキストとして使用します。

17 県で高齢者大会、学習会が開催されました。学習会テキストとして 2019 年 12 月にブックレット No.4 「人生 100 年時代の社会保障と高齢者の人権確立を目指して」を 500 部発行し、400 部を普及しました。

(3)第 33 回日本高齢者大会 in 福島を2日間延べ 4,000 名の参加で成功させます。

第 33 回日本高齢者大会 in 福島は大会開催意義の面では大きな成果をあげることができた大会となりました。

大会運営では、現地福島実行委員会のみなさんが、大いに力を発揮してくれました。地元福島からの大会参加者は第一日目には 500 名が参加しました。また、大会運営では、2 日間を通じて地元から 200 名近くの方が要員として参加しました。その中でも若い要員の方が多く、そのパワーが十分に発揮された大会でした。

①大会では原発事故9年目を迎える福島の今を直視し、福島の現状と原発ゼロへの闘いを全国に発信できる大会とします。

原発事故以後 8 年半が経過した原発被災地を巡る現地視察には大会前後での視察を含め 800 名の大会参加者が参加しました。その結果、参加者の多くが「フクシマの今」を見て、現地でしかわからないことを見て知り、学び、そのことを地元に戻り伝えることができた大会でした。

②第 33 回日本高齢者大会 in 福島を延べ 2 日間で 4,000 名の参加で成功させ、政府に高齢者の力を示すとともに、原発ゼロを目指す闘いをさらに進めます。また、日本高齢期運動連絡会の財政基盤強化のための大会とします。

参加者数は目標 4000 名に届きませんでした。2 大会続けて 4000 名(2 日間延べ 3800 名)を下回りました。参加者の高齢化、年金生活が厳しくなり参加費負担が重荷になり参加できにくく←いなどの意見も出されています。

県別参加者数では、ここ数年、参加者ゼロがありました。今年参加者ゼロは 1 県(佐賀)のみとなりました。まだ、一桁の参加者数の県が 17 県あります。東京連絡会では第 30 回日本高齢者大会 in 東京以降、東京高連の運営体制を強化して地域連絡会の組織作り、自治体要求運動など地域での運動を重視し、高齢者大会も地域連絡会を通じて参加者を組織する地域が増えてきており、その結果、東京全体での参加者も増えています。

県連絡会未確立県の解消と、地域連絡会づくり強化が次回大会までの課題です。また、大会参加のための中央実行委員会財政活動も課題です。中央団体、地域団体の年度活動方針の中に日本高齢者大会への参加についてきちんと位置付けるように実行委員会からの働きかけを強めることも大切です。

開催県の福島は県参加目標をほぼ達成できました。参加者には大会初参加の方も多く、おおきな感銘を与えることができました。地元実行委員会では、参加者数で大きく頑張った会津、移動分科会で力を発揮していた浜通り、集会要員や企画、ニュース発行、運営などで力を発揮していただいた福島、郡山など、地元の高齢期運動を継続発展させ、今後の大会参加につながるものとなりました。財政的にはほぼ予算通りの収支決算となり、日本高齢期運動連絡会の財政に貢献することができました。

(4)地域高齢者の実態に基づき、各地で高齢期要求を自治体に要求しましょう。

地域ごとに高齢者の要求をまとめ、それを元に議会や自治体に要請、陳情、意見採択などにとりくみましょう。

18 県で 233 自治体へ高齢期運動連絡会独自や社保協や地域団体と協同しての取り組みが取り組まれました。前回調査時より 3 県減ですが要請自治体数は 77 増えています。

(5)高齢者憲章のバージョンアップ作業に着手します

①決定から 32 年を経過する日本高齢者憲章の見直し作業をすすめます。決定当時と比較すると高齢者をめぐる情勢は大きく変化しています。また、社会保障制度の改悪がすすめられている中で、高齢者に対する他の世代からの意見も変化してきています。こんな中で、高齢者が安心して長生きでき、希望がもてるような社会の実現が求められています。

②見直し作業を進める中で、どんな高齢期をめざすのか、国民の皆さんにひろくアピールできるものとしします。また、高齢期運動の目標についても提案できる内容としします。

日本高齢者憲章を見直し「日本高齢者人権宣言」（第一次草案）として、前文、本文、付属文書等で構成することになりました。前文案は、ユネスコの学習権宣言を参考にして作成、本文案は国際人権規約、高齢者の人権保障に関する米州条約を基本に検討を進め、付属文書は高齢者の人権保障の実態、政策動向―歴史を含む―の内容とすることになりました。全国の団体、現場地域で議論を進めること。あわせて、学習を広める、とりわけ人権についての学習を進めることも大事です。特に、高齢者の人権議論を進めるにあたっては、国際基準に基づいて提起し、議論していくことが大事です。

③見直し作業のためのプロジェクト会議を結成し、学習会の開催を行います。

2020 年度総会に議案として提案する内容を検討する「日本高齢者憲章」バージョンアップ検討会を、2020 年 1 月・3 月の 2 回開催しました。会議のメンバーは井上英夫（SC 理事長、金沢大学名誉教授）、武市和彦（日本高連事務局長）、馬場康彰（日本高連代表委員、医療福祉生協連常務理事）、高田清恵（琉球大学教授）、寺崎由郎（日本高連事務局次長）、鐘ヶ江正志（SC 専務理事）、長友薫輝（SC 理事・三重短期大学教授）、鈴木静（愛媛大学教授）、増子啓三（全日本年金者組合中央執行委員）、小嶋満彦（日本高連代表委員）です。

それに先立って、12 月の高齢者大会 in ながの中央実行委員会の際に鐘ヶ江高齢期運動サポートセンター専務理事を講師に「高齢者人権条約制定のとりくみと日本の高齢期運動」をテーマにした学習会を開催しました。その中では日本の高齢者人権侵害の実態を国連が到達した国際基準で整理する。高齢者観や高齢者の人権、現在の「日本高齢者憲章」と「輝きのある高齢社会をめざす 10 か年行動指針」を国際基準に照らして発展させる内容について検討する。高齢期運動の” 共有の理念” として、未来への希望となり運動の目標になるものにする。各地域や団体での論議をとおしてボトムアップでつくる。国連にも持ち込み、条約作りに反映させる。国際連帯に貢献できるものにするのが重要であることが強調されました。

④日本高齢者大会 in 福島で高齢者憲章見直しをテーマにした特別分科会を開催します

日本高齢者大会 in 福島で「前進する高齢者人権条約制定への動き 高齢者憲章の発展を」テーマにした分科会を行いました。55 名が参加しました。運営の問題で討議の時間が十分確保できなかった問題もありましたが、参加者された方の中では高齢者の人権についての世界的な基準が認識されました。

⑤次期大会までに案を作成し、次年度に意見集約し2021年大会で決定できるようにします。

コロナウイルス感染拡大で第 29 期総会の日程、形態が変更になりました。今後の学習、議論の進め方も当初予定の変更が必要です。地域ブロックでは、提案する「高齢者人権宣言」案を我が事として議論し、今後の高齢期運動等に役立てることや、「日本高齢者人権宣言」案の議論や内容を通じて、高齢者自身がエンパワメントされることを目指すことが重要です。そのことを通じて「高齢者人権」案は活動の組織的指針になります。

(6)地域の高齢者の要求を実現する地域連絡会づくりを進めます

①県単位の連絡会ができていないところについては結成のための活動を支援します。そのために、次期は地方ブロックの会議は定期的開催できることをめざします。

現在 39 県に県連絡会が組織されています。そのうち、総会を開催しているのは 24 県、大会等県連組織として取り組んでいる県は 4 県連です。計 28 県連が県組織として活動しています。前回調査時は 31 県連でしたので 3 県連が県単位の活動ができなくなっています。この間、県連絡会結成の相談は 1 県からありました。ブロック会議が定期開催できているのは、関東甲信越、関西、四国の 3 ブロック。不定期ですが開催できている東北ブロックの計 4 ブロックです。残り 3 ブロック(九州沖縄・中国・東海北陸)は開催できていません。今年度はブロック会議への交通費の支給を一回のみ行いました。

②地域での活動は「楽しくをモットー」にひとりぼっちの高齢者をなくす、つながりづくりができる「居場所づくり」にも取り組みます。

日本高齢者大会 in 福島大会の分科会で「地域で手をつなごう 高齢者の支え合い、通いの場の実践と可能性」を開催し 55 名が実践交流を行いました。今後ニュースで取り上げるなど発信を強めます。

③すべての県組織が地域連絡会づくりの方針と計画を持つようにします。

地域連絡会はこの間 1 県連、4 地域で増えています。県連組織がある県での地域連絡会づくりはもとより、当面取り組まないといけない重点課題は県連絡会組織の確立です。

(7)高齢期運動連絡会の活動改善を進めます

①一般社団法人 日本高齢期運動サポートセンターと協力して、高齢者人権条約の制定などに向けた国際活動に取り組めます。

前年に続いて昨年 4 月国連本部で開催された第 10 回国連高齢化に関する会議に武市事務局長を派遣しました。今年 4 月開催予定だった第 11 回国連高齢化に関する会議はコロナウィルス感染拡大のため延期となりました。事前の外務省との懇談会も開催されました。

高齢者人権条約制定に向けての日本の中での取り組みをすすめることが今後の課題です。

②高齢期運動連絡会の財政基盤の強化に取り組めます。加盟団体を増やす取り組みや、事業を企画し収益を得ることを計画します

ブックレットNo.4、高齢者大会報告集を発行し、各 500 部を普及しました。県連絡会に取り扱い手数料を支払いました。加盟団体は増やすことはできませんでした。

③日本高齢期運動連絡会の規約の改訂を検討します。

2017年総会での決定の内容の規約への反映、ブロックの位置づけの明確化等今後代表委員、事務局長、次長会議で検討をすすめます。

代表委員、事務局長、次長会議で検討を行いました。改定案の策定には至りませんでした。今後の課題です。